

平成27年度（公財）日本バドミントン協会競技規則等一部改訂 新旧対照表

※以下の文章は付加した説明文

改 正 後	改 正 前	備 考（ 解 説 ）
<p>○競技規則</p> <p>第9条 サービス 第1項 正しいサービスとは (1)サーバーとレシーバーがそれぞれ体制を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。 (2)サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる。(本条第2項参照) ※ただし、「何秒以内」という数字的な細かい規定はない。 ※(1)は、主審がコールし、(2)はサービスジャッジがコールするものとする。</p> <p>(以下、旧項目を順次繰り下げる)</p> <p>第13条 フォルト 第3項 インプレーのシャトルが (2)両ポスト間のネットの上を越えなかったとき。</p> <p>(以下、旧項目を順次繰り上げる)</p> <p>第16条 プレーの継続、不品行な振る舞い、罰則 第7項 (1)②一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトにする。一つのサイドによる警告後の同種の違反行為によるフォルトは執拗な違反と見なされる。</p> <p>○公認審判員規程 第3条 主審への助言 第5項(6)コート外からのアドバイス ②次のことに注意する ・コーチは、マッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事 チームユニホーム・シャツ・ポロシャツ・ブラウス・長ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、パミュダ、ショーツ、スリッパとサンダルは禁止とする。なお、その適否判断は大会レフェリーに委ねる。</p>	<p>○競技規則</p> <p>第9条 サービス 第1項 正しいサービスとは (1)サーバーとレシーバーがそれぞれ体制を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。 サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる。(本条第2項参照)</p> <p>第13条 フォルト 第3項 インプレーのシャトルが (2)ネットを通りぬけるか、ネットの下を通ったとき (3)ネットの上を越えなかったとき</p> <p>第16条 プレーの継続、不品行な振る舞い、罰則 第7項 (1)②一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトにする。一つのサイドによる二度目のフォルトは執拗な違反と見なされる。</p> <p>○公認審判員規程 第3条 主審への助言 第5項(6)コート外からのアドバイス ②次のことに注意する ・コーチは、マッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事 チームユニホーム・シャツ・ポロシャツ・ブラウス・長ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、パミュダ、ショーツ、スリッパとサンダルは禁止とする。尚、その適否判断は大会レフェリーに委ねる。</p>	<p>項目内文章整理</p> <p>同種の違反行為をした場合はレフェリーを呼び、失格とさせることができる</p> <p>短パンやハーフパンツは基本的に認められない。</p>

改正後	改正前	備考(解説)
<p>(10)主審、サービスジャッジ、線審の判定に影響を与えるような、身振り手振り、そして、ラケットを使用するの威嚇、或いは言葉による冒涇等、いかなるプレイヤーの違反行為も競技規則第16条第6項(4)と同様な違反行為とみなす。</p>	<p>(10)</p> <p>①主審はコート上でのプレイヤーの振舞いが、スポーツマンらしく正々堂々とした態度であることに留意する。</p> <p>②サービスジャッジや線審に影響を与えたり、主審や観客に聞こえるような言葉での冒とく、そしてスポーツマンらしくない態度など、如何なるプレイヤーの違反行為も競技規則第16条第6項(4)と同様な違反行為とみなす。</p>	<p>①は当然のことであり、それに反した行為は改正後の文章で十分対応できる。</p>